

令和 4 年 12 月 15 日

令和 4 年守山市議会 12 月定例会議員提出会議案

令和 4 年 12 月 15 日

令和 4 年守山市議会 12 月定例会議員提出会議案目次

意見書第 10 号	保育士の配置基準の見直し等を求める意見書	1
意見書第 11 号	インボイス制度の実施中止を求める意見書	4
意見書第 12 号	不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための 経済的支援制度の確立を求める意見書	6

意見書第 10 号

保育士の配置基準の見直し等を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 4 年 12 月 15 日提出

守山市議会議長 筈井 昌彦 様

提出者 守山市議会議員 渡邊 邦男

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

賛成者 守山市議会議員 小西 孝司

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 石田 清造

賛成者 守山市議会議員 森 貴尉

保育士の配置基準の見直し等を求める意見書

コロナ禍でも原則として開所が求められている保育所は、感染対策をしながら、保育を必要とする子どもを保育し、子どもにとって「最もふさわしい生活の場」であることが求められている。とくに、低年齢児は日常的に感染対策を徹底し、また子どもとの「密」を避けることは実際上困難であることなどから、職員は細心の注意を払いながら保育にあたっている。コロナ禍にあっては、さらなる感染予防の徹底がもとめられ、職員の精神的・肉体的な負担はこれまで以上に大きい。このことは保育士不足に拍車をかける要因のひとつでもある。

現在、我が国の保育士の配置基準は、4～5歳児の子ども30人に対し保育士1人、3歳児は20人に1人、1～2歳児は6人に1人、0歳児は3人に1人という基準である。また、障害児保育に対応する保育士の加配に係る地方交付税措置については、受入れ障害児数の増加に伴い、平成30年に交付額が拡充されたものの、障害児2人に対して保育士等1人の配置を基準としている。

未来を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会を実現するためには、保育の担い手を適切に確保することが不可欠であり、質の高い保育を行うためにも、保育士の配置基準の見直しが求められる。

国におかれては、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 保育士の配置基準を見直し、更なる処遇改善を図ること。
- 2 障害児保育に対応する保育士等の加配について、配置基準を見直し、地方交付税措置額の拡充を行うこと。
- 3 保育士の処遇改善に必要な財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

守山市議会議員 筈井 昌彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛

厚生労働大臣
内閣官房長官



意見書第 11 号

インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 4 年 12 月 15 日提出

守山市議会議長 筈井 昌彦 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

インボイス制度の実施中止を求める意見書

来年 10 月からのインボイス（適格請求書）制度実施に向け、インボイス発行事業者の登録申請が始まっている。対象となるのは、農林水産業者、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など 1,100 万人を超えると見込まれている。これまで、年間の売り上げが 1,000 万円以下の業者は消費税の納税を免除されてきた。しかし、インボイス制度は消費税を販売価格に転嫁できない零細業者にも課税業者になることを迫るものであり、事務手続きの煩雑さはもとより、この制度の導入により廃業せざるを得ない事業者が多数出ることが予想され、中止を求める声は日々大きくなっている。

インボイスを発行することが出来なければ取引から排除されかねず、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものである。このため、かねてより日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会はじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。とりわけ、コロナ危機、物価高騰の下、多くの中小零細事業者が事業継続に懸命に取り組んでいる今、インボイス制度への登録、経理変更準備にとりかかれる状況ではなく、これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

国および政府においては、中小零細事業者や個人事業主の事業存続と再生のために、インボイス制度の実施を中止されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 15 日

守山市議会議長 筈井 昌彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

宛

意見書第 12 号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための経済的支援制度の確立
を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 4 年 12 月 15 日提出

守山市議会議長 筈井 昌彦 様

提出者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 酒井 洋輔

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 森 貴尉

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 山崎 直規

賛成者 守山市議会議員 川本 航平

賛成者 守山市議会議員 石田 清造

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和３年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と９年連続で増加しており、依然高水準で推移している。滋賀県内の公立小中学校においても、令和３年は、2,901人と前年比692人増となっており、８年連続で過去最多を更新している。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設の需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念２に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要がある。

よって国においては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について強く要請する。

記

- 1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立および運営については、補助金等の経済的支援制度の確立を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和４年12月15日

守山市議会議員 筈井 昌彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

宛